

**大分市家庭ごみ有料化制度の検証について
中間答申（案）**

大分市家庭ごみ有料化制度の検証について

中間答申（案）

本審議会では、大分市家庭ごみ有料化制度について、ごみ排出量の推移や市民意識調査の結果等をもとに、制度の継続の可否を含め制度内容について項目ごとに検証を行い、これまで審議した結果を中間答申として取りまとめました。

なお、今後は、本答申を踏まえて作成される家庭ごみ有料化制度（見直し素案）に対する市民意見等をもとに再度審議を行い、最終的な答申を取りまとめる予定です。

1. 家庭ごみ有料化制度の継続の可否について

平成 26 年 11 月から実施の家庭ごみ有料化制度については、市民意識調査の結果から、市民の理解を得られていると考えられることや、ごみの減量やリサイクルの推進に一定の成果が表れていること、また、排出量に応じた費用を市民に負担してもらうことで、ごみ処理にかかる費用負担の公平性が確保できていることから、本審議会としては、家庭ごみ有料化制度は継続することが妥当であると考えます。

2. 各項目の検証・検討について

(1) 制度の成果（制度導入の効果）

家庭ごみ有料化制度導入の効果については、市民意識調査の結果やごみ排出量の推移から、制度導入の効果は維持しているものの、今後さらなるごみの減量やリサイクルの推進に向けた分別の周知を強化するとともに、資源循環の促進につながる新たなごみ減量施策を検討する必要があると考えます。

(2) 対象となるごみ

対象となるごみについては、現行どおり、燃やせるごみと燃やせないごみとすることが妥当であると考えます。

また、資源物などについては、引き続き分別を促進するため対象外とし、剪定枝、落ち葉、草花やボランティアごみについても、現行どおり、対象外とすることが妥当であると考えます。

(3) 指定ごみ袋の種類と手数料額

指定ごみ袋の種類については、排出量に応じたごみの減量が可能であることから、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

手数料額については、市民負担を考慮する中、経済的インセンティブが働く額に設定したことによるごみの減量効果等から、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

(4) 負担軽減措置

負担軽減措置については、対象や交付枚数が他都市と比較しても充実したものとなっていることや、市民意識調査においてこれまでどおりでよいとする意見が多いことなどから、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

(5) 手数料収入とその用途

手数料収入とその用途については、現行どおり、家庭ごみ有料化に伴う事務費、廃棄物処理施設整備基金、ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費に充てることが妥当であると考えます。

また、ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費のうち重点的に充てることとしている次の事業については、それぞれの事業の課題等を整理し、より効果的なものとなるように取り組むことを要望します。

①ごみステーション設置等補助事業

ごみステーション設置等補助事業については、市民意識調査の結果や自治会長向けのアンケートの結果から、補助率等については現行どおりとすることが妥当であると考えます。

②クリーン推進員活動関連事業

クリーン推進員活動関連事業については、クリーン推進員が地域と市をつなぐパイプ役であり、行政と連携協力し、地域の環境美化のため重要な役割を担っていることから、継続して取り組み、報償金等についても、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

③ごみ減量・リサイクル啓発事業

ごみ減量・リサイクル啓発事業については、ごみの減量とリサイクルを推進するため、これまでの各種取組をさらに強化して取り組む必要があると考えます。

④生ごみ減量化促進事業

生ごみ減量化促進事業については、生ごみ処理容器等の使用や、3きり運動を推進することにより、生ごみの減量に取り組むことでごみの排出量の削減や、市民に対する啓発にもつながることから、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

⑤有価物集団回収運動促進事業

有価物集団回収運動はごみ減量・リサイクルの推進に資するだけでなく、地域コミュニティの活性化や環境教育の一環として有効であることから、有価物集団回収運動促進事業については継続して実施する必要があると考えますが、さらなる支援の拡充について検討する必要があると考えます。

⑥高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業

高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業については、高齢者や、障がい者等世帯へのごみ出し支援のニーズが高まっていることから、現行どおりとすることが妥当であると考えます。

(6) 不法投棄・不適正排出・野外焼却の各対策

不法投棄、不適正排出、野外焼却の各対策については、現行どおり、未然防止や適正排出に向けて取り組むことが妥当であると考えます。